

○建築工事検査規程

昭和五十二年四月一日訓令第七号

総務局

土木建築局

各建設事務所

建築工事検査規程を次のように定める。

建築工事検査規程

(趣旨)

第一条 知事が行う建築に関する工事（屋外附帯工事を含む。）のうち総務局及び土木建築局が所掌するもの（以下「工事」という。）の検査（以下「検査」という。）については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(検査の種類)

第二条 検査は、材料検査、中間検査、出来形検査及びしゅん功検査の四種とする。

(検査員)

第三条 材料検査及び出来形検査は、建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）第十九条第一項に規定する監督員（以下「監督員」という。）が行う。

2 中間検査は、総務局長又は土木建築局長が命じる職員が行う。

3 しゅん功検査は、次の職員が行うものとする。

一 本庁の所掌に属する工事にあつては、総務局長又は土木建築局長が命じる職員

二 建設事務所の所掌に属する工事にあつては、建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長が命じる職員

4 総務局長及び土木建築局長は、必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、その命じる職員に当該工事のしゅん功検査を行わせることができる。

(検査の方法)

第四条 検査は、すべて契約書、仕様書、設計図等と照合して行わなければならない。

第五条 材料検査は、当該工事材料の品質、寸法、数量等の仕様について行うものとする。

第六条 出来形検査は、当該工事の途中の完成した出来形について行うものとする。

第七条 中間検査は、当該工事の工程、使用材料の適否その他工事が適正に行われるために必要な事項について、総務局長又は土木建築局長が必要と認める時期及び方法により行うものとする。

第八条 しゅん功検査は、当該工事の完成した出来形について行うものとする。

(検査の立会い)

第九条 中間検査及びしゅん功検査には、当該工事の受注者のほか、監督員が立ち会うものとする。

2 総務局長及び土木建築局長は、必要があると認めるときは、その命じる職員をしゅん功検査に立ち合わせることができる。

(検査調書の作成等)

第十条 検査を行つた者は、当該検査について調書又は指示書を作成し、当該工事の受注者に通知しなければならない。

(検査結果の報告等)

第十一条 第三条第二項又は第四項の規定により検査を行つた者は、その結果を当該検査を命じた局長に報告するとともに、当該工事が建設事務所の所掌に属するものであつて、検査の結果その一部が契約条項に違背しているときは、直ちに、相当の期間を明示して当該期間内に手直しを完了させるよう所長に指示しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年四月一日訓令第四号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年四月一日訓令第七号抄)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一日訓令第五号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年四月九日訓令第一四号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一日訓令第五号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年四月一日訓令第三号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年四月二八日訓令第一〇号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年四月一日訓令第六号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年四月一日訓令第四号）

この訓令は、公布の日から施行する。